

# 磐田市遠隔臨場運用ガイドライン

## (目的)

第1条 この要領は、磐田市が発注する工事及び業務委託において、受発注者の生産性向上を図るため、スマートフォンやウェアラブルカメラ（以下、「モバイル端末等」という。）による映像と音声の双方向通信を用いた立会い、段階確認、業務打合せ及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）について、必要な事項を定めるものである。

## (対象)

第2条 原則として、磐田市が発注する工事及び業務委託（以下、「工事等」という。）を対象とする。

対象となる工事等は、監督員又は検査員（以下、「監督員等」という。）の移動時間の削減及び通信環境が整っていることを前提とし、受発注者間の協議が整った場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。

なお、既契約の工事及び業務についても、受発注者間の協議により本ガイドラインと同様の取扱いができるものとする。

## (適用)

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を発注者にリアルタイム配信し、双方向通信で確認を行うことにより、監督員等が必要とする情報を入手できる場合に適用する。

なお、遠隔臨場が適用できる項目や頻度は、別紙1「遠隔臨場の留意事項」を参考とする。

## (実施方法)

第4条 遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

### (1) 事前調整

受注者は、発注者と協議を行い、遠隔臨場で確認する項目（内容・予定回数等）、使用する機器、アプリケーション又はサービス、実施記録の方法等を決定する。

なお、調整方法は電話、メール等での調整を可とする。

### (2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴のスクリーンキャプチャ（写真）又は、通話中の監督員等の映像を含む写真の記録を行うものとする。

遠隔臨場の写真及び遠隔臨場を行った記録以外の内容の記録は、黒板に遠隔臨場であることを記載して撮影する。

## (実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の作業を実施する。

### (1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。なお、遠隔臨場による立会い及び段階確認は、実施予定回数の5割程度を上限とし、業務打合せ及び検査

については、その都度協議して決定する。

(2) 立会い、段階確認、検査の申請

受注者は、打合せを遠隔で行う場合を除き、遠隔臨場を実施する場合は申請を行うものとする。

工事については段階確認・立会願の確認内容の記載欄に、業務委託については業務計画書等に、検査については検査申請書に遠隔臨場であることを明記する。なお、実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、受注者が遠隔臨場を申請した場合においても、監督員等が臨場の必要があると判断した場合は、臨場により実施するものとする。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に監督員等に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員等が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、従来の臨場による確認を実施するものとする。

(4) 遠隔臨場の記録

受注者は、監督員との遠隔臨場を実施した場合は、工事については段階確認・立会願の確認書欄に、業務打合せ及び業務委託については打合せ記録簿に実施記録を添付して、監督員に提出するものとする。

検査における遠隔臨場を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

**(機器等の手配・仕様)**

第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、磐田市が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等の機器を利用する。
- (3) 利用するアプリケーション又はサービスは、磐田市が保有する機器で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用が生じないものを受注者が選定する。

**(費用)**

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する費用は、共通仮設費又は諸経費に含まれるものとし、別途計上しない。

**(試行の検証)**

第8条 受注者は、遠隔臨場を実施した場合、有効性、効果及び課題等について、発注者が調査を実施する場合は協力する。

**(その他)**

第9条 本ガイドラインに定めのない事項は、受発注者間で協議して決定する。

改定履歴

令和5年4月1日制定

## 遠隔臨場の留意事項

- ・ 遠隔臨場は、監督員の立会い、段階確認、業務打合せ及び検査とし、受発注者間の協議により実施することができる。
- ・ 検査については、材料、中間、完了及び完成検査とするが、検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能とする。それ以外の検査及び検査項目については、その都度協議により決定する。なお、材料検査については、工場側の承諾を得て、受注者が工場で遠隔臨場の作業を行う。
- ・ 映像で計測値や文字等の確認が困難な場合、手触りや音等による確認・判断を要する検査、鏡を使用して細部（裏側等）を確認する必要がある検査、色むら・傷等の出来ばえの確認が必要な検査など、映像では十分な確認を見込めない場合は、適用対象外とする。
- ・ 業務委託については、設計計上されている打合せ以外で受注者から申請があった場合、協議により実施することができる。
- ・ 低入札工事については、原則、適用対象外とする。ただし、監督員等との協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。
- ・ 遠隔臨場を実施する場合は、黒板に通常の基本記載事項に加え「遠隔臨場」と記載して記録すること。その場合、遠隔臨場中の監督員及び検査員が確認できる写真をスクリーンキャプチャ（写真）又は、端末を含めた状態での写真を1枚以上撮影して提出すること。
- ・ 受注者が用意する機器は、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末とする。
- ・ 発注者は、会議室（周囲の音が入らないような会議室等）と機器を準備する。
- ・ 端末については、市役所で行う場合は市が管理する端末を使用し、支所で行う場合は、自課又は支所が管理する端末で行う。
- ・ 工事については、創意工夫にて加点対象とすることができる。
- ・ 遠隔臨場を実施した工事の成績評価については、2回以上実施した場合において、創意工夫の評価にて評価対象項目とすることができる。ただし、受注者が遠隔臨場を申請した場合において、発注者側の機器予約状況等により実施回数が2回未満の場合は、下記により評価の判断を行う。

### 【実施回数が2回未満の場合】

- ①. 工事内容及び小規模工事等において、遠隔臨場実施回数が2回未満となる場合は、実施した実績を評価対象項目とし、加点の判断を行う。
- ②. 遠隔臨場を実施することが出来なかった場合は、評価対象項目としない。